

国立大学法人奈良教育大学教職員育児・介護休業等に関する規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年 4月22日規則第42号
改正 平成22年 6月25日規則第41号
改正 平成22年10月 1日規則第53号
改正 平成22年12月24日規則第58号
改正 平成28年12月22日規則第42号
改正 平成30年 3月19日規則第 7号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則（平成16年奈良教育大学規則第43号。以下「教職員就業規則」という。）第39条第2項及び第40条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学に勤務する教職員の育児・介護休業等に関する制度を設けて、子を養育する教職員及び家族の介護を行う教職員の継続的な勤務の促進を図り、もって教職員の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、教職員の福祉の増進及び職務の円滑な運営に資することを目的とする。

2 本学における教職員の育児・介護休業等に関しては、この規則に定めのある場合のほか、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）及びその他の関係法令の定めるところによる。

(育児休業)

第2条 この規則において、「育児休業」とは、教職員が3歳に満たない子（育児・介護休業法第2条第一号に規定される子をいう。以下第16条、第23条及び第56条において同じ。）を養育するためにする休業をいう。

(育児休業の適用除外者)

第3条 学長と教職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、教職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、適用除外とされた次の各号の一に該当する教職員は育児休業をすることができない。

- 一 教職員就業規則第3条第4項に規定する時間を定めて雇用する非常勤教職員（以下「時間雇用教職員」という。）のうち、引き続き1年以上雇用された期間がない教職員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の教職員
- 三 育児休業の申し出があった日から1年以内に退職することが明らかな教職員

(育児休業の申し出)

第4条 育児休業を取得しようとする教職員は、育児休業を開始しようとする期間の初日(以下「育児休業開始予定日」という。)及び末日(以下「育児休業終了予定日」という。)を明らかにして、当該育児休業開始予定日の1ヶ月前の日までに育児休業申出書により、学長に申し出なければならない。

2 申し出の時点において当該育児休業に係る子が出生していない場合にあっては、当該子の出生後2週間以内に育児休業対象児出生届により、届け出なければならない。

3 第1項の申し出において、育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業の申し出があった日の翌日から起算して1月を経過する日より前の日である場合には、学長は当該育児休業開始予定日とされた日から当該1月を経過する日までのいずれかの日を育児休業開始予定日として指定することができる。ただし、当該育児休業の申し出があった日までに次の各号の一に該当する事由が生じた場合にあっては、当該育児休業の申し出のあった日の翌日から起算して1週間を経過する日までに育児休業開始予定日を指定するものとする。

一 出産予定日前に子が出生したとき。

二 配偶者が死亡したとき。

三 配偶者が負傷又は疾病により、1週間を超える期間継続して、通院、加療、入院又は安静を必要とする状態となり、育児休業の申し出に係る子を養育することが困難になったとき。

四 配偶者が育児休業の申し出に係る子と同居しなくなったとき。

五 当該申し出に係る子について、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

六 当該申し出に係る子について、保育所等における保育等の実施を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

4 学長は、第1項の申し出があった場合には、次の各号に掲げる日までに育児休業を申し出た教職員に育児休業取扱通知書を交付しなければならない。

一 育児休業の申し出が育児休業開始予定日の1ヶ月以上前になされた場合 育児休業開始予定日の2週間前

二 第3項の規定により育児休業開始予定日を指定する場合 育児休業の申し出のあった日の翌日から起算して3日を経過する日(その日が育児休業の申し出に係る育児休業開始予定日より後の日となる場合にあっては、育児休業開始予定日)

5 学長は、第1項の規定による申し出及び第2項の規定による届け出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該教職員に対して証明書類の提出を求めることができるものとする。

(育児休業の期間)

第5条 育児休業を取得できる期間は、子が出生した日又は出産予定日から満3歳に達する日(誕生日の前日)までの連続した一定の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業に係る子を出産した教職員については、教職員就

業規則第38条第2項に定める産前産後休業（以下「産前産後休業」という。）の終了日の翌日からとする。

（育児休業の期間の終了）

第6条 育児休業を取得している教職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、育児休業はその事由が生じた日（第七号及び第八号については、その前日）をもって終了する。

一 育児休業に係る子が死亡したとき。

二 育児休業に係る子が養子の場合で、離縁や養子縁組を取消したとき。

三 育児休業に係る子が他人の養子となったことその他の事情により同居しないこととなったとき。

四 育児休業に係る子について、民法（明治29年4月27日法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第27条第1項第三号の規定による措置が解除されたとき。

五 育児休業を取得している教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により、当該育児休業に係る子が3歳に達する日までの間、当該子を養育することができない状態となったとき。

六 育児休業に係る子が3歳に達したとき。

七 育児休業を取得している教職員が産前産後休業となったとき。

八 育児休業を取得している教職員が新たに育児休業又は介護休業を取得したとき。

九 その他、育児休業を取得している教職員が、当該育児休業に係る子が3歳に達する日までの間、当該子を養育することができない状態となったとき。

2 前項に該当することとなった教職員は、遅滞なく、養育状況変更届により、学長に届け出なければならない。

3 学長は、前項の届け出があった場合には、教職員に育児休業終了確認通知書を交付しなければならない。

4 学長は、第2項の規定による届け出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該教職員に対して証明書類の提出を求めることができるものとする。

（育児休業の申し出回数）

第7条 育児休業の申し出は、一子につき1回限り（1歳に達するまでの子のための休業の場合は別に、また、1歳6ヶ月に達するまでの子のための休業の場合は別にそれぞれ取得できる）とする。また、双子以上の場合もこれを一子とみなす。ただし、当該子について、既に育児休業（当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経

過する日の翌日までとする。)の期間内に、教職員が当該子を養育するためにした最初の申し出による育児休業を除く。)をしたことがあるときは、次項の場合を除き、当該申し出をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、再度の申し出ができるものとする。
 - 一 育児休業をしている教職員が新たな子を妊娠し、その子に係る新たな育児休業又は産前産後休業の開始により育児休業が終了した場合で、当該新たな育児休業又は産前産後休業に係る子が死亡したとき又は養子縁組等により教職員と別居することとなったとき。
 - 二 育児休業をしている教職員がこの規則に基づく介護休業の開始により育児休業が終了した場合で、当該介護休業が終了する日までに、当該介護休業に係る対象家族が死亡したとき又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業に係る対象家族との親族関係が消滅したとき。
 - 三 育児休業の申し出時に育児休業に係る子を養育するための計画について、育児休業計画書により学長に申し出た教職員が、当該申し出に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該教職員の配偶者が3月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したとき(この号の規定により既に再度の育児休業をしたことがある場合を除く。)
 - 四 当該申し出に係る子について、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
 - 五 当該申し出に係る子について、保育所等における保育等の実施を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないうとき。
 - 六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じるとき。

(育児休業開始予定日の変更)

第8条 育児休業の申し出をした教職員は、育児休業開始予定日の前日までに次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、育児休業期間変更申出書で学長に申し出ることにより、育児休業開始予定日を1回に限り、育児休業開始予定日とされた日より前の日に変更することができる。

- 一 出産予定日前に子が出生したとき。
 - 二 配偶者が死亡したとき。
 - 三 配偶者が負傷又は疾病により、1週間を超える期間継続して、通院、加療、入院又は安静を必要とする状態となり、育児休業に係る子を養育することが困難になったとき。
 - 四 配偶者が子と同居しなくなったとき。
- 2 前項の変更の申し出において、当該変更の申し出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該変更の申し出のあった日の翌日から起算して1週間を経過する日より前の日であるときは、学長は当該変更後の育児休業開始予定日とされた日から当該1週間を経過

する日（1週間を経過する日が変更前の育児休業開始予定日（第4条第3項により学長が育児休業開始予定日を指定した場合にあっては、その指定された育児休業開始予定日）より後の日であるときは、変更前の育児休業開始予定日）までのいずれかの日を育児休業開始予定日として指定することができる。

- 3 学長は、第1項の申し出があった場合には、次の各号に掲げる日までに育児休業を申し出た教職員に育児休業期間変更通知書を交付しなければならない。
 - 一 育児休業の期間の変更の申し出が変更後の育児休業開始予定日の1週間以上前になされた場合 育児休業の期間の変更の申し出があった日の翌日から起算して5日を経過する日
 - 二 第2項の規定により育児休業開始予定日を指定する場合 育児休業の申し出のあった日の翌日から起算して3日を経過する日（その日が変更後の育児休業開始予定日より後の日となる場合にあっては、変更後の育児休業開始予定日）
- 4 学長は、第1項の規定による申し出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該教職員に対して証明書類の提出を求めることができるものとする。

（育児休業終了予定日の変更）

第9条 育児休業の申し出をした教職員は、育児休業終了予定日の1月前の日までに育児休業期間変更申出書で学長に申し出ることにより、育児休業終了予定日を1回に限り、育児休業終了予定日とされた日より後の日に変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、配偶者と別居したことその他の育児休業終了予定日の変更の申し出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業終了予定日の再度の変更をしなければ、その養育に著しい支障が生ずることとなるときは、再度の申し出ができるものとする。
- 3 学長は、第1項の申し出があった場合には、変更前の育児休業終了予定日の2週間前までに教職員に育児休業期間変更通知書を交付しなければならない。

（育児休業中の身分等）

第10条 育児休業をしている教職員は、教職員としての身分を保有する（育児休業の申し出をしたとき占めていた職名を含む。ただし、申し出をした後職名を異動した場合には、異動後の職名）が、職務に従事しない。

（育児休業中の給与）

第11条 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 前項に規定するほか、育児休業をしている教職員の給与の取扱いについては、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則（平成16年奈良教育大学規則第48号。以下「給与規則」という。）による。

（育児休業に伴う代替要員）

第12条 学長は、育児休業をしている教職員の業務を処理することが困難であると認め

るときは、任期付教職員を採用することができる。

- 2 前項の採用手続きについては、国立大学法人奈良教育大学教職員採用・退職等規則（平成16年奈良教育大学規則第64号）による。

（育児休業期間の満了）

第13条 削除

（職務復帰）

- 第14条 教職員は、第6条第1項各号に該当することにより育児休業が終了した場合（第6条第1項第10号に該当した教職員が当該事由が終了した後、引き続き育児休業を取得する場合を除く。）又は育児休業の期間が満了したときには、職務に復帰するものとする。

（育児休業の申し出の撤回）

- 第15条 育児休業の申し出をした教職員は、育児休業開始予定日（第4条第3項又は第8条第2項により学長が育児休業開始予定日を指定した場合にあっては、その指定された育児休業開始予定日）の前日までに、育児休業撤回申出書により学長に申し出ることにより、育児休業の申し出を撤回することができる。

- 2 学長は、前項の申し出があった場合には、教職員に育児休業撤回確認通知書を交付しなければならない。

- 3 第1項の規定により育児休業の申し出を撤回した教職員は、当該育児休業の申し出に係る子については、次に掲げる特別な事情がある場合を除き、再度の育児休業の申し出をすることができない。

- 一 配偶者が死亡したとき。

- 二 配偶者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、再度の育児休業の申し出の時点から1月間を超える期間継続して、当該子を養育することができない状態となったとき。

- 三 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申し出に係る子と同居しないこととなったとき。

- 四 育児休業の申し出に係る子が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

- 五 育児休業の申し出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行なっているが、当面その実施が行われないとき。

- 4 育児休業の申し出がされた後、育児休業開始予定日とされた日の前日までに、次に掲げる事由が生じたときは、当該育児休業の申し出は、されなかったものとみなす。

- 一 育児休業の申し出に係る子が死亡したとき。

- 二 育児休業の申し出に係る子が養子である場合で、離縁又は養子縁組の取消したとき。

- 三 育児休業の申し出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業の申し出をした教職員と当該子とが同居しないこととなったとき。

- 四 育児休業の申し出に係る子について、民法（明治29年4月27日法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第27条第1項第三号の規定による措置が解除されたとき。
- 五 育児休業をしている教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業の申し出に係る子が3歳に達する日までの間、当該子を養育することができない状態となったとき。
- 5 前項に該当することとなった教職員は、遅滞なく、育児休業取得事由消滅届により学長に届け出なければならない。

（育児時間）

第16条 この規則において「育児時間」とは、教職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため国立大学法人奈良教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年奈良教育大学規則第49号。以下「労働時間等規則」という。）により定められた正規の労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（第50条の規定による介護時間又は労働時間等規則に定める保育時間の休暇を承認されている教職員については、2時間から当該介護時間又は当該保育時間を減じた時間）を超えない範囲内で、教職員の託児の態様、通勤の状況から必要とされる時間について、30分単位で勤務しないことをいう。

- 2 育児時間は期間内において、複数回取得できるものとする。

（育児時間の適用除外者）

第17条 次の各号の一に該当する教職員は育児時間を取得することができない。

- 一 育児短時間勤務をしている教職員
- 二 本学と教職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働組合がないときは、教職員の過半数を代表とする者との間で締結された協定により、適用除外とされた次に掲げる教職員
 - イ 時間雇用教職員のうち、引き続き1年以上雇用された期間がない教職員
 - ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の教職員

（育児時間の申し出）

第18条 育児時間を取得しようとする教職員は、育児時間を開始しようとする日の1週間前までに育児時間申出書により、学長に申し出なければならない。

- 2 前項の申し出は、できるだけ必要な期間を包括して申し出なければならない。
- 3 学長は、第1項の規定による申し出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該教職員に対して証明書類の提出を求めることができるものとする。

（他の休暇との関係）

第19条 教職員は、育児時間の前後において、労働時間等規則に規定する年次休暇、病気休暇又は特別休暇（以下「年次休暇等」という。）の取得を請求する場合には、育児時間申出書により育児時間を取り消ししなければならない。

（育児時間の期間）

第20条 育児時間を取得できる期間は、子が出生した日から小学校就学の始期に達する日までの必要な期間とする。

2 前項にかかわらず、育児時間に係る子を出産した教職員については、産前産後休業の終了日の翌日からとする。

（育児時間の期間の終了）

第21条 育児時間を取得している教職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、育児時間はその事由が生じた日（第七号及び第八号については、その前日）をもって終了する。

一 育児時間に係る子が死亡したとき。

二 育児時間に係る子が養子の場合で離縁や養子縁組を取消したとき。

三 育児時間に係る子が他人の養子となったことその他の事情により同居しなくなったとき。

四 育児時間に係る子について、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第三号の規定による措置が解除されたとき。

五 育児時間を取得している教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児時間に係る子が小学校就学の始期に達するまでの間、当該子を養育することができない状態となったとき。

六 育児時間に係る子が小学校就学の始期に達したとき。

七 育児時間を取得している教職員が産前産後休業となったとき。

八 育児時間を取得している教職員が新たに育児休業又は介護休業を取得したとき。

九 その他、育児時間を取得している教職員が、当該育児時間に係る子が小学校就学の始期に達する日までの間、当該子を養育することができない状態となったとき。

2 前項に該当することとなった教職員は、遅滞なく、養育状況変更届により、学長に届け出なければならない。

3 学長は、前項の規定による届け出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該教職員に対して証明書類の提出を求めることができるものとする。

（育児時間中の給与）

第22条 育児時間を取得している時間については、その勤務しない1時間につき、給与規則に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額する。

2 前項に規定するほか、育児時間を取得している教職員の給与の取扱いについては、給

与規則による。

(育児短時間勤務)

第23条 教職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、次の各号に掲げるいずれかの勤務形態により、当該教職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（以下、「育児短時間勤務」という。）ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない時は、特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

- 一 日曜日及び土曜日を休日とし、休日以外の日において1日につき3時間55分勤務すること。
 - 二 日曜日及び土曜日を休日とし、休日以外の日において1日につき4時間55分勤務すること。
 - 三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を休日とし、休日以外の日において1日につき7時間45分勤務すること。
 - 四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を休日とし、休日以外の日のうち、2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき3時間55分勤務すること。
- 2 育児短時間勤務を取得しようとする教職員は、育児短時間勤務を開始しようとする期間（1月以上1年以下の期間に限る。）の初日及び末日並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、当該育児短時間勤務開始予定日の1ヶ月前の日までに育児短時間勤務申出書により、学長に申し出るものとする。
- 3 学長は、前項の規定による申し出があった場合には、当該申し出に係る期間について当該申し出をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。
- 4 学長は、第2項の規定による申し出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該教職員に対して証明書類の提出を求めることができるものとする。

(育児短時間勤務の適用除外者)

第24条 次の各号の一に該当する教職員は育児短時間勤務をすることができない。

- 一 非常勤教職員
- 二 育児休業に伴い採用された任期付教職員

(育児短時間勤務の期間の延長)

第25条 育児短時間勤務をしている教職員（以下、「育児短時間勤務教職員」という。）は、学長に対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を、その期間の末日の翌日の1ヶ月前までに行うものとする。

- 2 第23条第2項から第4項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。

(育児短時間勤務の終了)

第26条 育児短時間勤務教職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、育児短時間勤務はその事由が生じた日（第六号及び第八号から第十号については、その前日）をもって終了する。

一 育児短時間勤務に係る子が死亡したとき。

二 育児短時間勤務に係る子が養子の場合で、離縁や養子縁組を取消したとき。

三 育児短時間勤務に係る子が他人の養子となったことその他の事情により同居しなくなったとき。

四 育児短時間勤務に係る子について、民法（明治29年4月27日法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第27条第1項第三号の規定による措置が解除されたとき。

五 育児短時間勤務教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児短時間勤務に係る子が小学校就学の始期に達する日までの間、当該子を養育することができない状態となったとき。

六 育児短時間勤務教職員が当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を開始したとき。

七 育児短時間勤務に係る子が小学校就学の始期に達したとき。

八 育児短時間勤務教職員が産前産後休業となったとき。

九 育児短時間勤務教職員が新たに育児休業又は介護休業を取得したとき。

十 育児短時間勤務教職員が当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を開始したとき。

十一 その他、育児短時間勤務教職員が、当該育児短時間勤務に係る子が小学校就学の始期に達する日までの間、当該子を養育することができない状態となったとき。

2 前項に該当することとなった教職員は、遅滞なく、養育状況変更届により、学長に届け出なければならない。

3 学長は、前項の規定による届出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該教職員に対して証明書類の提出を求めることができるものとする。

(育児短時間勤務の申し出の撤回等)

第27条 育児短時間勤務の申し出をした教職員は、育児短時間勤務開始予定日とされた日の前日までに学長に申し出ることにより、育児短時間勤務の申し出を撤回することができる。

2 育児短時間勤務の申し出がなされた後、育児短時間勤務開始予定日とされた日の前日までに、前条第1項各号の一に該当する場合には、当該育児短時間勤務の申し出は、されなかったものとみなす。この場合において、教職員は、学長に対して当該事由が生じた旨を遅滞なく届け出なければならない。

(育児短時間勤務教職員についての給与規則の特例)

第28条 育児短時間勤務教職員についての給与規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第4項	教職員の労働時間、休暇等に関する規則第11条に規定する	国立大学法人奈良教育大学教職員育児・介護休業等に関する規則（以下「育児休業規則」という。）第29条の規定により読み替えられた
第10条	支給する	支給するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、育児休業規則第23条3項の規定により承認された同条第1項の規定による週当たりの勤務時間数を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第12条第1項第16条第2項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第21条第3項	得た額とする	得た額に算出率を乗じて得た額とする
第22条第2項	とする	に算出率を乗じて得た額とする
第22条の2第2項	とする	に算出率を乗じて得た額とする
第23条第3項	掲げる額とする	掲げる額に算出率を乗じて得た額とする
第32条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務教職員が、所定勤務時間を超えてしたもののうち、7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第2項が適用される場合を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の125）を乗じて得た額とし、第2項に規定する勤務の算出の基礎には含めないものとする
第33条	休日	育児休業規則第29条の規定により読み替えられた労働時間、休暇等に関する規則に規定する休日
第34条第2項第35条第2項	俸給、俸給の調整額	俸給月額を算出率で除して得た額、俸給の調整額を算出率で除して得た額
第36条第2項	掲げる額とする	掲げる額に算出率を乗じて得た額とする

第 37 条	を教職調整額として支給する	に算出率を乗じて得た額の教職調整額を支給する
--------	---------------	------------------------

(育児短時間勤務教職員についての労働時間、休暇等に関する規則の特例)

第 29 条 育児短時間勤務教職員についての教職員就業規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 37 条第 1 項	とする	とする。ただし、国立大学法人奈良教育大学教職員育児・介護休業等に関する規則第 23 条 3 項の規定により承認された同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員の 1 日の所定労働時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従って定める

2 育児短時間勤務教職員についての労働時間、休暇等に関する規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 3 条第 1 項	とする	とする。ただし、育児短時間教職員の始業及び終業の時刻は、育児短時間勤務の内容に従って定める
第 4 条第 2 項	とする	とする。ただし、育児短時間教職員の休憩時間は、育児短時間勤務の内容に従って定める
第 8 条	業務上の必要がある場合には	業務の運営に著しい支障が生じると認める場合には
第 11 条第 5 号	その他、特に指定する日	その他、大学が指定する日及び育児短時間勤務の内容に従い、学長が定める日
第 19 条第 1 項	とする	とする。ただし、育児短時間勤務教職員の年次休暇の日数は、当該育児短時間勤務の内容を考慮して定める日数とする

(育児を行う教職員の時間外勤務の免除)

第 30 条 削除

(育児を行う教職員の時間外勤務の免除の請求等)

第 31 条 削除

(育児を行う教職員の時間外勤務の免除の終了)

第32条 削除

(不利益取扱いの禁止)

第33条 削除

(介護休業)

第34条 この規則において、「介護休業」とは、教職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする対象家族（以下「要介護者」という。）を介護するためにする休業をいう。

2 前項に定める対象家族とは、次に掲げる者をいう。

- 一 配偶者（内縁関係を含む。以下同じ。）
- 二 実父母又は養父母
- 三 実子又は養子
- 四 配偶者の実父母又は養父母
- 五 祖父母
- 六 兄弟姉妹
- 七 孫
- 八 教職員と同居している者で次に掲げる者
 - イ 教職員の継父母
 - ロ 配偶者の継父母
 - ハ 子の配偶者
 - ニ 配偶者の子
- 九 前各号に掲げる者のほか、学長が認めた者

(介護休業の適用除外者)

第35条 次の各号の一に該当する教職員は介護休業をすることができない。

- 一 時間雇用教職員のうち、引き続き1年以上雇用された期間がない教職員
- 二 学長と教職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、教職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、適用除外とされた次に掲げる教職員
 - イ 介護休業の申し出があった日から起算して93日以内に雇用関係が終了する教職員
 - ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の教職員

(介護休業の申し出)

第36条 介護休業を取得しようとする教職員は、介護休業開始予定日及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにして、あらかじめ介護休業申出書により、学長に申し出なければならない。

- 2 学長は、第1項の申し出があった場合には、速やかに介護休業を申し出た教職員に介護休業取扱通知書を交付しなければならない。
- 3 学長は、第1項の規定による申し出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該教職員に対して証明書類の提出を求めることができるものとする。

(介護休業の期間)

第37条 介護休業を取得できる期間は、要介護者1人につき、要介護状態に至るごとに、3回を超えず、かつ通算して138日を超えない範囲内で、介護休業申出書により申し出た期間とする。ただし、申し出の時点において当該要介護者について既に介護休業を取得したことがある教職員については、138日から当該介護休業の日数を差し引いた日数までとする。

(介護休業の期間の終了)

第38条 介護休業を取得している教職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、介護休業はその事由が生じた日（第四号及び第五号については、その前日）をもって終了する。

- 一 介護休業に係る要介護者が死亡したとき。
 - 二 離婚、婚姻の取消、離縁等により介護休業に係る要介護者との親族関係が消滅したとき。
 - 三 介護休業を取得している教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業開始予定日とされた日の翌日から起算して通算138日を経過する日までの間、当該介護休業に係る要介護者を介護することができない状態となったとき。
 - 四 介護休業を取得している教職員が産前産後休業となったとき。
 - 五 介護休業を取得している教職員が新たに介護休業又は育児休業を取得したとき。
 - 六 その他、介護休業を取得している教職員が、当該介護休業に係る要介護者を介護することができない状態となったとき。
- 2 前項に該当することとなった教職員は、遅滞なく、介護状況変更届により、学長に届け出なければならない。
 - 3 学長は、前項の届け出があった場合には、教職員に介護休業終了確認通知書を交付しなければならない。
 - 4 学長は、第2項の規定による届け出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該教職員に対して証明書類の提出を求めることができるものとする。

(介護休業中の身分等)

第39条 介護休業をしている教職員は、教職員としての身分を保有する（介護休業の申し出をしたとき占めていた職名を含む。ただし、申し出をした後職名を異動した場合には、異動後の職名）が、職務に従事しない。

(介護休業中の給与)

第40条 削除

(介護休業期間の満了)

第41条 削除

(職務復帰)

第42条 教職員は、第38条第1項各号に該当することにより介護休業が終了した場合又は介護休業の期間が満了したときには、職務に復帰するものとする。

(介護休業の申し出の撤回)

第43条 介護休業の申し出をした教職員は、介護休業開始予定日の前日までに、介護休業撤回申出書により学長に申し出ることにより、介護休業の申し出を撤回することができる。

2 学長は、前項の申し出があった場合には、教職員に介護休業撤回確認通知書を交付しなければならない。

(介護部分休業)

第44条 この規則において「介護部分休業」とは、教職員が要介護者を介護するため、1日を通じて教職員が労働時間等規則により定められた正規の労働時間の始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続した4時間の範囲内で、教職員が行う介護の状態から必要とされる時間について、1時間単位とする休業をいう。

(介護部分休業の適用除外者)

第45条 次の各号の一に該当する教職員は介護部分休業を取得することができない。

- 一 時間雇用教職員のうち、引き続き1年以上雇用された期間がない教職員
- 二 学長と教職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働組合がないときは、教職員の過半数を代表とする者との間で締結された協定により、適用除外とされた次に掲げる教職員
 - イ 介護休業の申し出があった日から起算して93日以内に雇用関係が終了する教職員
 - ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の教職員

(介護部分休業の申し出)

第46条 介護部分休業を取得しようとする教職員は、介護部分休業を開始しようとする日までにあらかじめ介護部分休業申出書により、学長に申し出なければならない。

2 学長は、前項の規定による申し出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該教職員に対して証明書類の提出を求めることができるものとする。

(他の休暇との関係)

第47条 教職員は、介護部分休業の前後において、労働時間等規則に規定する年次休暇、病気休暇又は特別休暇の取得を請求する場合には、介護部分休業を取り消ししなければならない。

2 前項の取り消し手続きは、新たに取得を希望する休暇の承認がされたことをもって、介護部分休業も取り消されたものとして取り扱う。

(介護部分休業の期間)

第48条 介護部分休業を取得できる期間は、要介護者1人につき、要介護状態に至るごとに、3回を超えず、かつ通算して138日を超えない範囲内で、介護部分休業申出書により申し出た期間とする。ただし、申し出の時点において当該要介護者について既に介護休業を取得したことがある教職員については、138日から当該介護休業の日数を差し引いた日数までとする。

(介護部分休業の期間の終了)

第49条 介護部分休業を取得している教職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、介護部分休業はその事由が生じた日（第四号及び第五号については、その前日）をもって終了する。

一 介護部分休業に係る要介護者が死亡したとき。

二 離婚、婚姻の取消、離縁等により介護部分休業に係る要介護者との親族関係が消滅したとき。

三 介護部分休業を取得している教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、介護部分休業開始予定日とされた日の翌日から起算して通算138日を経過する日までの間、当該介護部分休業に係る要介護者を介護することができない状態となったとき。

四 介護部分休業を取得している教職員が産前産後休業となったとき。

五 介護部分休業を取得している教職員が新たに介護休業又は育児休業を取得したとき。

六 その他、介護部分休業を取得している教職員が、当該介護部分休業に係る要介護者を介護することができない状態となったとき。

2 前項に該当することとなった教職員は、遅滞なく、介護状況変更届により、学長に届け出なければならない。

3 学長は、前項の届け出があった場合には、教職員に介護部分休業終了確認通知書を交付しなければならない。

4 学長は、第2項の規定による申し出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該教職員に対して証明書類の提出を求めることができるものとする。

(介護時間)

第50条 この規則において、「介護時間」とは、教職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休業及び介護部分休業と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことをいう。

2 介護時間の時間は前項に規定する期間内において1日につき2時間（時間雇用教職員については1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の単位は30分とする。

4 介護時間は、1日を通じ、始業の時間から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（16条の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

5 介護時間は期間内において、複数回取得できるものとする。

（介護時間の適用除外者）

第51条 次の各号の一に該当する教職員は介護時間を取得することができない。

一 介護部分休業をしている教職員

二 学長と教職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働組合がないときは、教職員の過半数を代表とする者との間で締結された協定により、適用除外とされた次に掲げる教職員

イ 期間を定めて雇用される教職員のうち、引き続き1年以上雇用された期間がない教職員

ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の教職員

（介護時間の申し出）

第52条 介護時間を取得しようとする教職員は、介護時間を開始しようとする日の1週間前までに介護時間申出書により、学長に申し出なければならない。

2 前項の申し出は、できるだけ必要な期間を包括して申し出なければならない。

3 学長は、第1項の規定による申し出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該教職員に対して証明書類の提出を求めることができるものとする。

（他の休暇との関係）

第53条 教職員は、介護時間の前後において、年次休暇等の取得を請求する場合には、介護時間申出書により介護時間を取り消ししなければならない。

（介護時間の期間の終了）

第54条 介護時間を取得している教職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、介護時間はその事由が生じた日（第四号及び第五号については、その前日）をもって終了する。

- 一 介護時間に係る要介護者が死亡したとき。
 - 二 離婚、婚姻の取消、離縁等により介護時間に係る要介護者との親族関係が消滅したとき。
 - 三 介護時間を取得している教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護時間に係る要介護者を介護することができない状態となったとき。
 - 四 介護時間を取得している教職員が産前産後休業となったとき。
 - 五 介護時間を取得している教職員が新たに介護休業又は育児休業を取得したとき。
 - 六 その他、介護時間を取得している教職員が、当該介護時間に係る要介護者を介護することができない状態となったとき。
- 2 前項に該当することとなった教職員は、遅滞なく、介護状況変更届により、学長に届け出なければならない。
 - 3 学長は、前項の規定による届け出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該教職員に対して証明書類の提出を求めることができるものとする。

(休業中の給与)

- 第55条 介護休業、介護部分休業及び介護時間（以下「介護休業等」という。）を取得している時間については、その勤務しない1時間につき、給与規則に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額する。
- 2 前項に規定するほか、介護休業等を取得している教職員の給与の取扱いについては、給与規則による。

(育児・介護を行う教職員の時間外勤務の制限等)

- 第56条 学長は、3歳に満たない子を養育する教職員が当該子を養育するために、又は要介護者のある教職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、正規の勤務時間以外の時間、週休日及び休日の勤務（以下「時間外勤務」という。）をさせない。
- 2 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が当該子を養育するために、又は要介護者のある教職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務をさせない。
 - 3 学長は、前項に定める教職員が子の養育又は要介護者の介護のために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜勤務をさせない。
 - 4 学長は、第2項に定める教職員が子の養育又は要介護者の介護のために、又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に修学している子を養育する教職員で、放課後児童健全育成事業を行う施設等に子を出迎えるために赴き、又は見送るため赴く教職員が当該子を養育するために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、始業及び終業の時刻を、教職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする早出遅出勤務をさせる。この場合の始業及び終業の時刻は、それぞれ午前7時以降及び午後10時以前に設定する。

(育児・介護を行う教職員の時間外勤務の制限等の請求等)

第57条 前条第1項又は前条第2項の規定による、育児・介護を行う教職員の時間外勤務の制限の請求は、正規の勤務時間を超えて勤務させてはならないこととなる一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始予定日の前日までに時間外勤務制限請求書により行うものとする。この場合において、前条第1項の規定による請求に係る期間と前条第2項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 前条第3項の規定による、育児・介護を行う教職員の深夜勤務の制限の請求は、深夜勤務の制限を請求する一の期間（六月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに深夜勤務制限請求書により行うものとする。

3 前条第4項の規定による、早出遅出勤務の請求は、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）を明らかにして、あらかじめ早出遅出勤務請求書により行うものとする。

4 学長は、前条各項の規定による請求があった場合、事業の正常な運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした教職員に通知しなければならない。当該通知後において、事業の正常な運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合においては、学長は、当該日の前日までに、当該請求をした教職員にその旨を通知しなければならない。

5 学長は、前条第1項又は前条第2項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して一週間を経過する日（以下「一週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、事業の正常な運営のため必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から一週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

6 学長は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした教職員に対し通知しなければならない。

7 学長は、前条各項の規定による請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該教職員に対して証明書類の提出を求めることができるものとする。

(育児・介護を行う教職員の時間外勤務の制限等の取消等)

第58条 第56条各項の規定による請求がされた後、時間外勤務制限開始日、深夜勤務制限開始日又は早出遅出勤務開始日（以下「時間外勤務制限開始日等」という。）の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- 一 当該請求に係る子又は要介護者が死亡した場合
 - 二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした教職員の子でなくなった場合、又は当該請求に係る要介護者と当該請求をした教職員との親族関係が消滅した場合
 - 三 当該請求をした教職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
 - 四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
 - 五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした教職員が第56条各項に規定する教職員に該当しなくなった場合
- 2 時間外勤務制限開始日等から起算して第56条各項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日等から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。
 - 一 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
 - 二 当該請求に係る子が、第56条第1項の規定による請求にあつては三歳に、第56条第2項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合
 - 3 前二項の場合において、教職員は遅滞なく、第一項各号に掲げる事由が生じた旨を学長に届け出なければならない。
 - 4 学長は、前項の規定による届け出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該教職員に対して証明書類の提出を求めることができるものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第59条 教職員は、本規則に規定する育児・介護に伴う諸制度の申し出、取得等を理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）に基づき、育児休業又は部分休業している教職員のうち、施行日に継続することとなる者については、施行日以後新たにこの規則に基づく育児休業申出書又は部分休業申出書の申し出は必要としない。
- 3 この規則の施行日の前日において、一般職の教職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）に基づき、介護休業を取得している教職員のうち、施行日に継続することとなる者については、施行日以後新たにこの規則に基づく介護休業申出書又は介護部分休業申出書の申し出は必要としない。

附 則（平成17年規則第42号）

この規則は、平成17年4月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成22年規則第41号）

この規則は、平成22年6月25日から施行する。

附 則（平成22年規則第53号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第58号）

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

（給与規則附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務教職員等に関する読み替え）

2 育児短時間勤務教職員に対する給与規則附則第4項第一号、第四号及び第五号の規定の適用については、同項第一号中「号俸の俸給月額（）」とあるのは、「号俸の俸給月額に国立大学法人奈良教育大学教職員育児・介護休業等に関する規則（平成16年規則第51号）第29条の規定により読み替えられた教職員就業規則第37条第1項ただし書の規定により定められたその者の労働時間を同項本文に規定する労働時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「同項の」とあるのは「第20条第2項の」と、「当該最低の号俸の俸給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第四号及び第五号中「俸給月額及び」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額及び」と、「俸給月額に」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額に」と、「俸給月額減額基礎額」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

3 給与規則附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員に対する第22条、第40条及び第50条の規定の適用については、同項中「給与規則」とあるのは、「給与規則附則第6項」とする。

附 則（平成28年規則第42号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第7号）

この規則は、平成30年3月19日から施行する。